

# こくほへの加入

職場の健康保険や共済組合などに加入している方、生活保護を受けている方などを除いて、その都道府県に住んでいる75歳未満の方はみなさんこくほの加入者(被保険者)になります。



## こくほに加入する方はこんな方です

- お店などを経営している自営業の方
- 農業や漁業に従事している方
- パート・アルバイトをしていて職場の健康保険などに加入していない方
- 退職して職場の健康保険などをやめた方
- 3か月を超えて在留するなど、住民基本台帳法の適用を受ける外国人で対象の方(医療滞在ビザで入国した人などは除く)

※資格のある方は全員加入しなければなりません。

## ●加入は世帯ごとになります

こくほでは、大人や子どもの区別なく、ひとりひとりが被保険者になりますが、加入は世帯ごととなり、届出は世帯主が行います。

## ●届出はお早めに

こくほの届出は、世帯主がまとめて行います。こくほに加入する方、やめる方は、資格が発生した日や資格のなくなった日から**14日以内**にお住まいの市区町村のこくほの窓口届け出てください。

## ●こくほに加入するとき

### 資格が発生する日

- 他の都府県から転入してきた日  
(職場の健康保険などに加入していない場合)  
※資格の取得・喪失は都道府県単位になりますが、都道府県内の他市区町村へ住所が変わった場合でも、市区町村へ転入・転出の手続きをお願いします。
- 職場の健康保険などの資格がなくなった日  
(退職日の翌日または任意継続が終了した日の翌日)
- 国保組合から脱退した日
- 生活保護を受けなくなった日



### ※届出が遅れると



保険料(税)を資格が発生した日までさかのぼって納めることになります。また、届出前にかかった医療費は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、全額自己負担となります。

## ●こくほをやめるとき

### 資格がなくなる日

- 他の都府県へ転出した日の翌日  
※資格の取得・喪失は都道府県単位になりますが、都道府県内の他市区町村へ住所が変わった場合でも、市区町村へ転入・転出の手続きをお願いします。
- 職場の健康保険などに加入した日の翌日
- 国保組合に加入した日
- 生活保護を受け始めた日
- 後期高齢者医療制度に加入した日の翌日  
※75歳になったときは届出不要(→33ページ)
- 死亡した日の翌日